

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和9年3月31日まで)

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監
 警 視 庁 刑 事 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 各 方 面 本 部 長
 (参考送付先)

警察庁丁組二発第123号
 令和8年3月25日
 警察庁刑事局組織犯罪対策部
 組織犯罪対策第二課長

各管区警察局広域調整担当部長

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用された不正アプリに関するiTunes社への情報提供について(通達)

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、令和6年の認知件数が10,237件(前年比+6,391件)、被害額が1,271.9億円(前年比+816.8億円)であったところ、令和7年は認知件数が15,142件(+4,905件)、被害額が1,827.0億円(+555.0億円)と前年に比べて増加し、極めて危機的な状況にある。

これらの詐欺においては、被疑者はソーシャル・ネットワーキング・サービスを悪用して被害者と接触した後に、犯罪の実行を容易にすることを目的に作成されたと認められるアプリ(以下「不正アプリ」という。)を用いて、被害を拡大させている状況が見受けられる。これまで、詐欺の犯行ツール対策として、SNS等の犯行利用アカウント等の削除に向けた取組を進めてきたところであるが、この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した、被疑者が犯行に利用していると認められる不正アプリについても、迅速にアプリストア運営事業者へ情報提供を行い削除要請するなど警察と事業者の連携した取組が必要である。

そこで、このたび、警察からiPhone向けアプリを提供するAppStoreを運営するiTunes株式会社(以下「iTunes社」という。)に対して、不正アプリの削除を促す情報提供(以下「削除依頼」という。)を行うための要領について、同社と下記のとおり確認した。各位にあっては、不正アプリを利用したSNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺(以下「対象事案」という。)の被害申告や相談があった場合には、要領にのっとり不正アプリの積極的な削除依頼を推進するなど、本件枠組みを適正に活用し、その対応に誤りのないようになされたい。

記

1 不正アプリの削除依頼の趣旨

本取組は、警察において、iTunes社が運営するAppStoreで公開されている不正アプリが犯行ツールとして利用された対象事案の被害申告や相談を受けた場合に、当該不正アプリに関連する情報(以下「不正アプリ関連情報」という。)を警察からiTunes社に提供し、迅速な削除等を依頼するものである。

2 削除依頼の対象となる不正アプリについて

iTunes社に削除等を依頼する不正アプリについては、対象事案の被疑者が犯行の過程で被害者にインストールさせたアプリであって、金融取引や送金などの真正な機能を有するように装ったり、架空の利益を表示させるなど、犯罪での利用を目的に作成されたと認められるアプリとする。

なお、正規アプリの機能が悪用されるなど、アプリ自体が犯罪の実行を容易にするため

に作成されたと認められない場合には、本運用の対象外とする。

3 都道府県警察及び警察庁における対応

(1) 被害申告・相談受理時の対応

都道府県警察の警察署や警察本部（以下「警察署等」という。）において、被害者、相談者（以下「被害者等」という。）等から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、同人に、不正アプリ関連情報を警察からiTunes社へ提供することについて理解と協力を求めること。

(2) 不正アプリの削除依頼の手続き

ア 警察署等においては、不正アプリについて別添様式に定められたアプリ名等必要事項を被害者等の端末から確認すること。

イ 警察署等においては、別添様式に必要事項を入力した上、自都道府県警察本部の担当所属（以下「本部担当所属」という。）に速やかに送付すること。

ウ 本部担当所属においては、各警察署等から送付された別添様式の内容を確認して1日ごとに集約し、翌勤務日の執務時間内に警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課ツール対策係（以下「警察庁ツール対策係」という。）に送付すること。ただし、捜査に支障を来すなどの場合については、捜査の進捗状況も踏まえて適切な時期に警察庁ツール対策係に送付することとして差し支えない。

エ 警察庁ツール対策係においては、都道府県警察本部から送付された別添様式の情報を速やかにiTunes社へ送信し、不正アプリの削除等について依頼するものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 削除等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的に判断を行うのはiTunes社である。警察から削除依頼を行った場合であっても、削除等の措置が執られない場合も想定されるため、削除依頼を行えば、対象となる不正アプリが確実に削除されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 不正アプリの特定

警察署等においては、不正アプリの特定に当たっては、犯罪とは関係のないアプリについて削除依頼をしないよう、被害者等からの聴取内容と客観資料とを突合するなどして適正に判断するほか、別添様式に必要事項を入力する際には複数人で記載内容を確認するなどして誤記等のないよう十分注意すること。また、本部担当所属については、警察署等から送付された情報を集約する際、正しく情報が入力されているかを確認するとともに、誤記等を認めた場合は当該警察署等に適切に指導すること。

(3) 誤依頼への対応

削除依頼した不正アプリについて、事後の捜査で不正アプリではないと判明した場合には、本部担当所属から直ちに警察庁ツール対策係に報告すること。

【AppStore】不正アプリ関連情報

都道府県名	
-------	--

1	警察署		類型		認知日	
	アプリ名					
	デベロッパ名					
	URL	https://apps.apple.com/				
	トーク機能の有無		入金指示等の方法			
	補足事項					

2	警察署		類型		認知日	
	アプリ名					
	デベロッパ名					
	URL	https://apps.apple.com/				
	トーク機能の有無		入金指示等の方法			
	補足事項					